

## 令和2年度 市道小杉町21号線を活用した社会実験業務委託仕様書

### (適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和2年度 市道小杉町21号線を活用した社会実験業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

### (業務目的)

- 2 小杉駅周辺地区では、これまで、民間活力を活かしながら、駅前広場、道路等の公共施設を整備改善するとともに、商業・業務・文化交流・医療・文教・都市型居住等の機能を集積させた「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を計画的・段階的に推進してきた。

直近では、商業・業務・公共公益施設等を導入し地域に開かれた広場を備える小杉町三丁目東地区 Kosugi 3<sup>rd</sup> Avenue が完成し、駅南口エリアの再開発が概成するとともに、日常的な賑わいや憩いの場の創出等を図るこすぎコアパークのリニューアルが予定されているなど、駅前空間の価値向上に向けた動きが相次いでいる。

一方で、Kosugi 3<sup>rd</sup> Avenue とこすぎコアパークの間を通る市道小杉町21号線については、再開発に伴い二車線道路として拡幅整備したところであるが、社会状況等の変化により現在のところあまり多くの車両が通行していない状況にある。小杉駅周辺の人口や来街者が増加する中、「まちなかに休憩できる場所が少ない」「ベビーカーを押して歩きづらい」といった声が地域住民等から寄せられていることから、周辺の状況変化に対応し、道路空間を含め、周辺住民や来街者にとってより居心地の良いまちとなるようなあり方の検討が必要となっている。

国においては、街路空間の再構築・利活用に向けた取組として、街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組を推進しており、令和2年3月には「ストリートデザインガイドライン」を作成し、また令和2年度からは「まちなかウォークブル推進事業」を新たに創設したところである。川崎市においても国から「ウォークブル推進都市」に選定され、国全体の動きに合わせた政策を進めているところである。

本業務は、このような流れを踏まえ、かつ社会情勢の変化を見据え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも対応した「新しい生活様式」を実践しながら、武蔵小杉駅周辺のポテンシャルを最大限に活かす取組の一つとして、市道小杉町21号線における居心地の良い滞在空間の創出に繋がる実証実験を実施するとともに、今後の有効活用や持続可能な運営体制に向けた検討や課題整理を委託するものである。

### (業務内容)

- 3 本業務の内容は、次のとおりとする。

## **(1) 公共空間を活用した実証実験の実施**

市道小杉町21号線（川崎市中原区小杉町3丁目）において、社会情勢の変化を見据えながら、立地やポテンシャルを活かした居心地の良い滞在空間を創出し、今後の継続的な活用にあたっての課題を整理する。

### **① 実証実験全体の実施内容に関する企画提案・事前調整**

- ・市道小杉町21号線において、小杉駅周辺地域の課題を解決する空間創出方法を検討すること。なお、本市内で実施されている事業や本市内を中心に活動している地域人材を活かしたコンテンツの実施等、小杉駅周辺地域の歴史やこれまでのまちづくりの状況やこれまでのまちづくりの状況や魅力を発信するものにする
- ・新型コロナウイルス感染症を想定し、密を避けるなどの「新しい生活様式」の実践等、社会情勢を踏まえた実施内容にすること

### **② 実証実験当日（参加者の募集を含む）の企画及び運営の実施**

- ・実施する時期及び期間は、11月7、8日の2日間を基本とする（雨天時は中止とし、両日とも雨天の場合は、11月14日、15日の2日間に実施する）

### **③ 実証実験当日に関する周辺住民への広報（主にチラシ1,500部程度の印刷とポスターイング）**

### **④ 市道小杉町21号線を利用する歩行者や滞在者への当該空間利活用に関する意見聴取の実施**

### **⑤ 実証実験の結果を踏まえた、次年度以降の継続的な活用や持続可能な仕組みづくりに向けた課題整理と提案**

## **(2) 報告書作成**

本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。報告書の内容に疑義や不足等がある場合は、甲は乙に修正等を求めることができる。

### **(実施計画書)**

- 4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

### **(工期)**

- 5 本業務の工期は、令和3年3月1日とする。

### **(各種法令等に関する手続き)**

- 6 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、原則として甲が行うものとする。その際、円滑な手続きを目的として、甲は乙に協力を求めることができる。

### **(貸与資料)**

7 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

#### **(報告の義務)**

8 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

#### **(損害及び危害)**

9 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

#### **(疑義)**

10 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

#### **(秘密の保持)**

11 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

#### **(成果品の帰属)**

12 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。

#### **(成果品)**

13 成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書 (概要書含む) 1 部

- ・ 業務の実施状況が分かる写真
- ・ 本業務遂行時において作成した成果物 (計画書等) ・ 製作物 (家具等)
- ・ 参加者に対するアンケートの集計結果
- ・ 実証実験の結果を踏まえた、次年度以降の継続的な活用や持続可能な仕組みづくりに向けた課題整理と提案をまとめた資料
- ・ その他本市が必要と認めるもの

(2) 報告書の電子データ (CD-R) 1 式